

## 武豊町最低制限価格実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町財務規則第170条の規定に基づき、最低制限価格に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 最低制限価格を実施する対象は、次のとおりとする。

(1) 設計金額130万円以上の競争入札に付する建設工事  
(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次号に掲げる方法で算出された金額とする。ただし、当該金額が予定価格に10分の9を乗じて得た金額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た金額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た金額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た金額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費に100分の85を乗じて得た金額、共通仮設費に10分の8を乗じて得た金額、現場管理費に10分の7を乗じて得た金額及び一般管理費に10分の3を乗じて得た金額の合計額に、100分の105を乗じて得た金額。ただし、当該算出方法によりがたいときについては、10分の7から10分の9の範囲内で町長の定める割合を予定価格に乘じて得た金額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札担当者は、最低制限価格を定める請負契約については、入札価格が最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札者は落札者とならないことを入札公告又は入札説明書において周知する。

(雑則)

第5条 最低制限価格は、原則、事後公表とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

武豊町最低制限価格試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。